# 金峰玉 吉林大学講師(中国)の短期招請について


| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 明治大学国際交流センター<br>公開日: 2009-04-15<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 宮崎, 繁樹<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/4736 |

## Ⅵ　金峰玉吉林大学講師（中国）の短期招請について

法学部教授　宮　崎　繁　樹

1. 外国人招請学識者名　金　　峰　玉

国籍・所属・職格　中華人民共和国・吉林大学・講師

2. 招請に致る経緯　同教授は，中国吉林大学において，日本学特に日本の政治，法律を研究している研究者である。従来わが国においては，国際法の研究は，西欧国際法の研究が中心であり，アジアにおける国際法の発達や，西欧国際法との交流，受容に関する研究は，未だ十分ではない。このため，中国における国際法の発達，アジア諸国との国際関係について共同研究を行ない，また，現在中国における法学研究の状況，日中関係の今後の展開についても，講義をして頂くことを目的として，来日を招請した。

3. その後の経緯　同教授は，予定通り，1986年（昭和61年）9月28日来日され，即日宿舎において，その後の打ち合わせを行なった。

(1) 公開講義　同教授は，10月9日と10月16日の2回にわたり研究棟の第2会議室において，教員，大学院学生，学部学生，学外研究者を対象として，「アジアにおける国際法の歴史」の主題によって，特別公開講義を行なった。その内容は，おって国際交流センターの印刷物として公刊予定であり，その初校も，同教授の在日中に閲覧して頂き，目下印刷中である。その内容には，わが国では，未だ知られがいなかった事実も含まれており，出席者に，多くの感銘を与えた。

同教授は，古代アジアにおける国際法の存否については，国際法形成の前提条件は，国際関係の存在にあり，古代アジアには諸国家並存の状態にあったため，「国際法」らしいものは，存在していたが，その国際関係は，対等なものではなく中国王朝を中心とした朝貢関係からなりたっており，主権国家相互の関係を規律の対象とする近代国際法とは異なっ

た，原始的国際法規範，ないし，準国際法とでも呼ぶべきものであった，と述べられた。

(2) 公開講演　同教授には，教養課程の一般学部学生を対象として「中国における法学研究」という主題で，10月22日，和泉校舎の1番教室において特別講演をお願いした。当日は，学外からも来聴者があり，同教授は，中国の第2次世界大戦後の法学教育について，①開設段階（1950-1957），②俳回段階（1958-1966），③後部段階（1966-1976），④回復段階（1977-現在）に分けて詳しく解説された。現在中国では，毎年38,000人の法学部卒業生を必要としているが，実際の卒業者は3,000人に過ぎず，卒業すると官庁，学校，企業などに配属され，大学で学んだ成果をすぐに生かすことになり，法学部卒業生は「引っ張り凧」の状況であると紹介された。

(3) 共同研究　同教授には，研究棟の809号室に研究室が割り当てられたので，教員，大学院学生等は，同研究室や教室で同教授と共同研究を行なったが，10月23日には，大学院学生と共同研究の形式で，特に「今後の日中関係」について講義をして頂き，出席者に，感銘を与えた。

(4) 校内施設の案内　同教授には，本学滞在中，神田および和泉校舎の図書館，法学部資料センター，刑事博物館，視聴覚教室などを案内し，また，学外施設として，国会図書館，東京大学法学部研究室，早稲田大学，演劇博物館を案内した。また，京都大学人文科学研究所，国立民族博物館とも連絡をとり，便宜を提供した。

4. 法学部長，法学部教員等との交流

同教授には，9月30日，法学部長室で法学部長と懇談，10月23日教授会のおりに法学部教職員に挨拶して頂いた。また，島田総長にも会っていただいた。

5. その他　日本の事情を知って頂くため，箱根（明治大学健康保険組合仙石寮を利用），鎌倉，日光，歌舞伎座等を案内した。

6. 帰国　同教授は，滞在中の全予定を無事終了し，1986年10月27日，成田から日本航空781便で，中国に帰国された。